一般社団法人 街路樹診断協会
令和 5 年 6 月 20 日
街路樹診断士認定委員長　有賀一郎

街路樹診断士認定制度についてのご案内

１．街路樹診断士の背景

街路樹診断協会は、平成 10 年に VTA 手法を用いて倒木の危険がある樹木を事前に発見し、適切な処置を施すことを目的に設立されました。我々は、協会活動を通じて道路交通の安全を守り、健全な街路樹を育てることに寄与していると自負しております。当協会が定着を図ってきました「樹木のリスクマネジメント」に関する技術は、協会員の絶え間ない診断方法の普及活動と研修会や出版を通しての技術の平準化への取組みによって、国道をはじめ日本各地の主要道路で用いられるようになりました。また、これら技術は街路樹にとどまらずに、公園の樹木など都市樹木（Urban Tree）全般に用いられるようになりました。

しかし、その半面で、協会が行なった技術の普及と平準化への取組みが弊害をもたらしました。実務経験の浅い樹木医が当協会のマニュアルを用いて、安易に診断を行っている事例が一部で見られるようになりました。この状況を放置しておくと診断技術の劣化を招き、街路樹診断協会が築き上げてきた社会への信頼を失うことになりかねません。

街路樹診断協会は、樹木のリスクマネジメントに関するプロの集団です。よって、我々は専門的な知識と技術を持つ専門家として、人と都市樹木の共生に向けた活動を通して、社会に対する信頼性と診断技術の信頼性をより高めることを目的として「街路樹診断士」認定制度を発足いたしました。

２．街路樹診断士の位置付け

街路樹診断士（以後、診断士という）は、本協会会員の樹木医で、一定レベル以上の診断技術に達していると認定された者に与えられる名称です。

樹木医は、樹木の診断及び治療･後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及・啓発と指導を行なう専門家です。その中で診断士は、樹木医が持つ専門性のうち、都市樹木を対象とした診断技術や関連法規の知識と診断経験を有する者です。

診断士の役割は、「街路樹診断マニュアル」に基づき、専門的かつ総合的視点で樹木の診断を行い、さらに倫理にもとづいた報告を行なうことにあります。